平成２２年（フ）第３８１号
茨城県常陸太田市瑞龍町714番地
債務者　石橋　　実
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３９８号
千葉県船橋市丸山５丁目37番１号平和荘201号
債務者　新井　久男
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５１５号
千葉市若葉区千城台南３丁目２番１棟202号
債務者　金子　輝義
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７５０号
千葉市花見川区幕張町５丁目382番地１アーベントハイム幕張花見川704号
債務者　佐々木　薫（旧姓矢野・山田）
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７７２号
千葉県船橋市宮本１丁目22番13―604号
債務者　小山　樹子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７９９号
千葉市美浜区高洲１丁目10番10号
債務者　栗澤　広己
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８５５号
千葉市花見川区検見川町３丁目301番地10メイコンフォート102号
債務者　富田　　睦
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８５６号
千葉市花見川区検見川町３丁目301番地10メイコンフォート102号
債務者　富田由起奈（旧姓藤野）
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８５９号
千葉県市川市東大和田１丁目８番14号かつらハイツ第１―101号
債務者　埜中　国道
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８６３号
千葉県市原市辰巳台東３丁目12番地　デンカ辰巳住宅３棟303号
債務者　伊東　珠美
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９１９号
千葉県船橋市咲が丘２丁目37番２号
債務者　梅津　正人
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９２２号
千葉市稲毛区山王町399番地７、住民票上の住所千葉県四街道市栗山1082番地５
債務者　朝生　三身
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９２５号
千葉市中央区千葉寺町705番地２サンハウス６Ｂ
債務者　富田　　進
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９２７号
千葉市花見川区花見川４番７棟302号
債務者　南　ひとみ
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９３０号
千葉市美浜区高浜１丁目５番10棟205号
債務者　白木澤節子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９４９号
千葉県船橋市二和東６丁目２番12―604号
債務者　勝木　雅美
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９５０号
千葉県船橋市坪井東５丁目14番14号シェソワ芽吹の杜101号
債務者　佐藤　雅彦
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係